

議員提出議案第1号

福島復興のために不可欠な警察官増員措置の継続に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年3月24日提出

南相馬市議会議長 平田 武 様

提出者	南相馬市議会議員	山 田 雅 彦
賛成者	南相馬市議会議員	太 田 淳 一
〃	〃	水 井 清 光
〃	〃	今 村 裕
〃	〃	小 川 尚 一
〃	〃	渡 部 寛 一

福島復興のために不可欠な警察官増員措置の継続に関する意見書（案）

東日本大震災と福島第一原子力発電所事故から本年3月11日で5年が経過しましたが、本市においては、除染作業、復興関連工事等により、他地方からの人口流入や物流の活発化が見られますが、一方で安全安心面において市民の不安感が高まっております。

福島県警察では、国の施策により、平成28年度には240名の期限つき警察官の増員措置が認められ、全国からウルトラ警察隊員の出向を受けており、本市を管轄する南相馬警察署でも防犯・治安や交通の安全など、復興の最も重要な基盤ともいえる安全安心の確保に尽力しておりますが、この増員措置は平成28年度までとされており、その後の見通しは国から示されていないとのことであります。

増員措置が終了することは、避難指示解除区域はもとより、県内各地の安全安心が損なわれ、住民の帰還・定住、放射性汚染物質の処理を初め、原子力発電所の廃炉作業などの復興事業が大きく遅延することとなります。

政府は、居住制限区域と避難指示解除準備区域を平成29年3月までには解除する方針を発表しておりますが、避難指示解除後も政府が先頭に立ち、復興に向けた施策をしっかりと展開していくと明言しております。

このことから、本市及び周辺自治体住民の生命と財産を守るため、福島県警察の警察官増員措置を平成29年度以降も現行と同様の規模で継続するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年3月24日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

内閣総理大臣 様
復興大臣 様
国家公安委員会委員長 様
警察庁長官 様